

解体工事説明会資料

【川崎市総合自治会館跡地計画 既存解体工事】

工事概要

- 1 工事件名 川崎市総合自治会館跡地計画 既存解体工事
- 2 工事場所 神奈川県川崎市中原区小杉町3丁目24-10
- 3 事業主 東レ建設株式会社東京本店
- 4 解体工事業者 株式会社エコワス
工事担当者 関谷 昭彦
連絡先 Tel042-525-1911 (携帯)080-2156-7741
- 5 解体工期 令和3年5月17日から令和3年11月30日まで
※但し、5月6日～仮囲い工事等の準備工事を実施します。
- 6 工事概要
【解体対象建物】
旧総合自治会館 鉄筋コンクリート造 地上3階建 延床面積 約1,387 m²

《 解体工事範囲 》



工事工程表		工事件名:川崎市総合自治会館跡地計画 既存解体工事									
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
旧総合自治会館	準備期間		事前家屋調査								事後家屋調査
	共通		仮囲い設置							仮囲い撤去	完工
	直接仮設工事		養生足場設置				養生足場解体				
	内装解体										
	アスベスト										
	地上階解体										
	基礎解体										
	外構撤去工事										
	消防署 訓練										
	車両通行	<p>特殊車両 工事中20~30台程度搬出入</p> <p>各種内装仕上げ材、廃プラ、混廃物、廃石膏ボード、ガラス、陶磁器くず、木くず等 10tクラス車1~4台/日 4tクラス車2~8</p> <p>各種内装仕上げ材、廃プラ、混廃物、廃石膏ボード、ガラス、陶磁器くず、木くず等 10tクラス車1~5台/日 4tクラス車1~5台/日</p> <p>コンクリートガラ 4t 10tクラス車 10~40台/日</p> <p>仮設材等、資材搬入 8tクラス車 2台/日</p> <p>有価物等 4t 10tクラス車 2~4台/日</p>									

工事について

1. 作業時間、休日の取り扱いについて

- (1) 作業時間は午前 8 時 00 分から午後 6 時 00 分までとします。
前後 30 分程度（午前 7 時 30 分から午前 8 時 00 分、午後 6 時 00 分から午後 6 時 30 分まで）は作業準備、点検や片付、清掃を行います。
- (2) 日曜日・祝祭日は原則として作業は行いません。
- (3) ただし、下記事情により(1)(2)以外に作業を行う場合があります。
 - ・ 工事車両搬出入の時間について、所轄警察署等から指示があった場合
 - ・ 作業の特性上、中断することが出来ない作業で定時に終了しない場合
 - ・ 交通状況により、工事車両の搬出入にずれが生じた場合
 - ・ 台風、地震、工事災害、その他の緊急時や保安上やむを得ない事情が発生した場合
- (4) 工事の週間予定は「お知らせ看板」に掲示いたします。看板の位置については「総合仮設計画図」を参照ください。

2. 工事車両の安全対策について

- (1) 工事車両の搬入出時、誘導員による車両誘導を行います。
- (2) 大型重機等の搬出入は、安全確保と交通渋滞防止のため、早朝または夜間の通行とさせていただきます場合があります。
その際には事前に「お知らせ看板」にてご案内いたします。
- (3) 作業時間内は、ゲート前に交通誘導員が 1 名常駐します。
また、大型重機等の搬入出の際はゲート付近に複数名配置します。
- (4) 現場周辺での工事車両の路上待機や路上駐車により近隣の皆様へご迷惑をおかけしないよう、運転者への指導を徹底します。
- (5) 工事関係車両の入場時間は午前 8 時 30 分以降とします。
※通勤車両は除きます。

3. 危険防止について

- (1) 工事現場の外周には、飛散物や落下物による事故を防止するため、一部に仮囲いを設置します。（既存フェンス塀を利用する箇所あり）
- (2) 作業所内には消火器、消火用水等を常備し、火災予防対策に努めます。

4. 騒音振動及び粉じんの抑制について

- (1) 解体建物外周への防音パネル等の設置により、騒音の抑制に努めます。
- (2) 工事で使用する機械や車両等は、低騒音、低振動型機械を採用し、騒音の抑制に努めると共に、使用にあたっては関係法令を遵守します。

- (3) 建物の解体時には、建物への散水等を行い粉塵の飛散の抑制に努めます。

5. 敷地周辺の環境等について

- (1) 敷地周辺の道路及び車両出入口付近は、常に清掃を心がけます。また、搬入車両に対しては、搬出時にタイヤの清掃を行い、土などが付着していない状態で搬出します。
- (2) 作業員には、新規入場時に禁止事項や喫煙ルール等の現場教育を行います。工事関係者には、工事敷地内はもとより地域周辺での行動についても指導を徹底し、マナーの向上と風紀維持に努めてまいります。
- (3) 工事着手前及び工事完了後には、家屋調査を実施する予定です。対象の皆様には別途ご案内いたしますので、ご協力をお願いします。

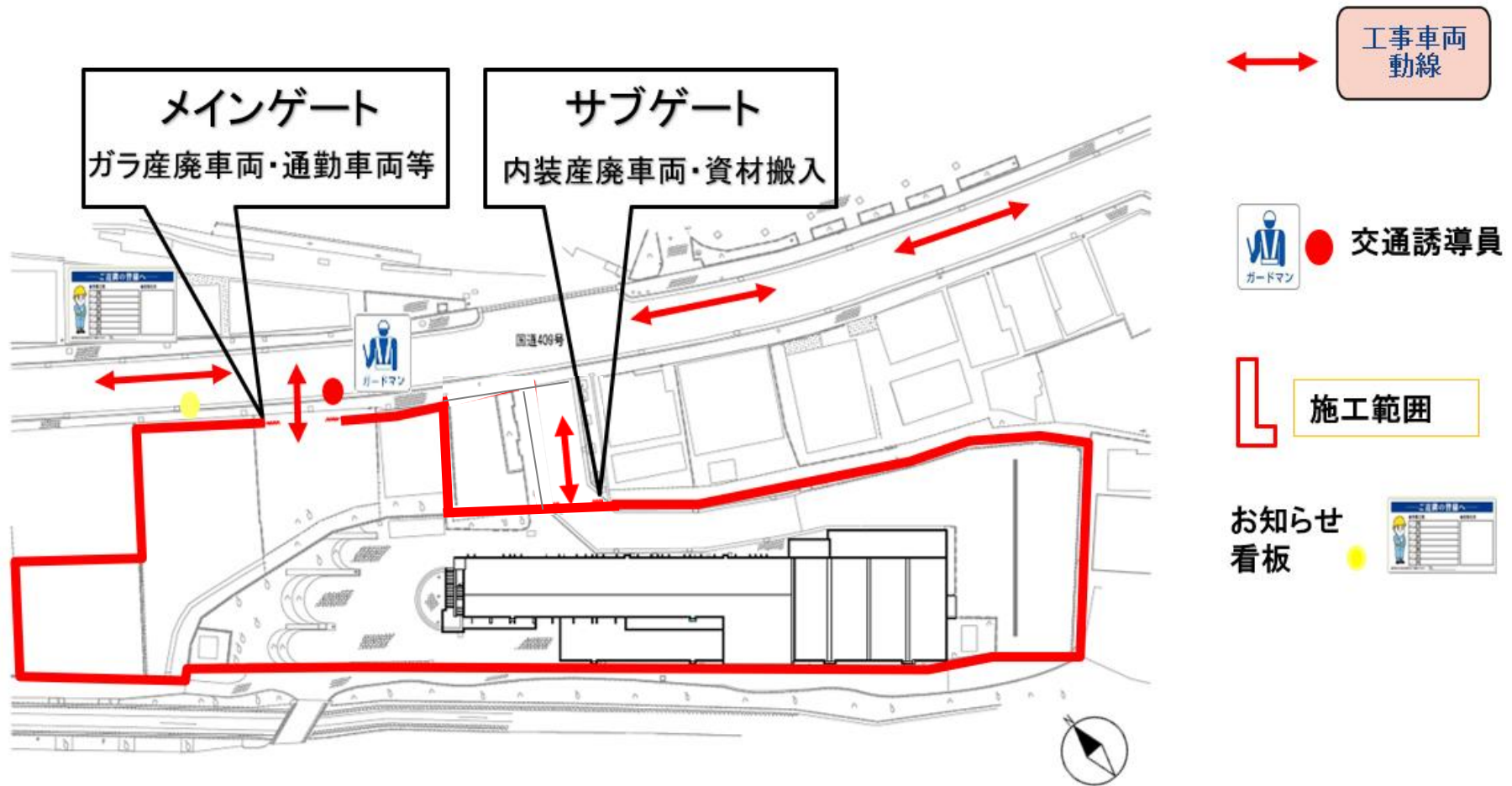
6. アスベスト含有建材除去工事について

- (1) 本工事では、アスベスト含有建材（断熱材、内装材等）の除去作業を行います。除去作業にあたっては関係法令を順守し、ご近隣の皆様及び作業員に健康被害を与えることがないように安全に施工し、作業前、除去工事中、作業後に敷地内で計画に則り環境測定を行います。
- (2) 撤去したアスベスト廃材の運搬及び処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める「特別管理産業廃棄物管理責任者」の監督、指示の下に適切に運搬処分いたします。

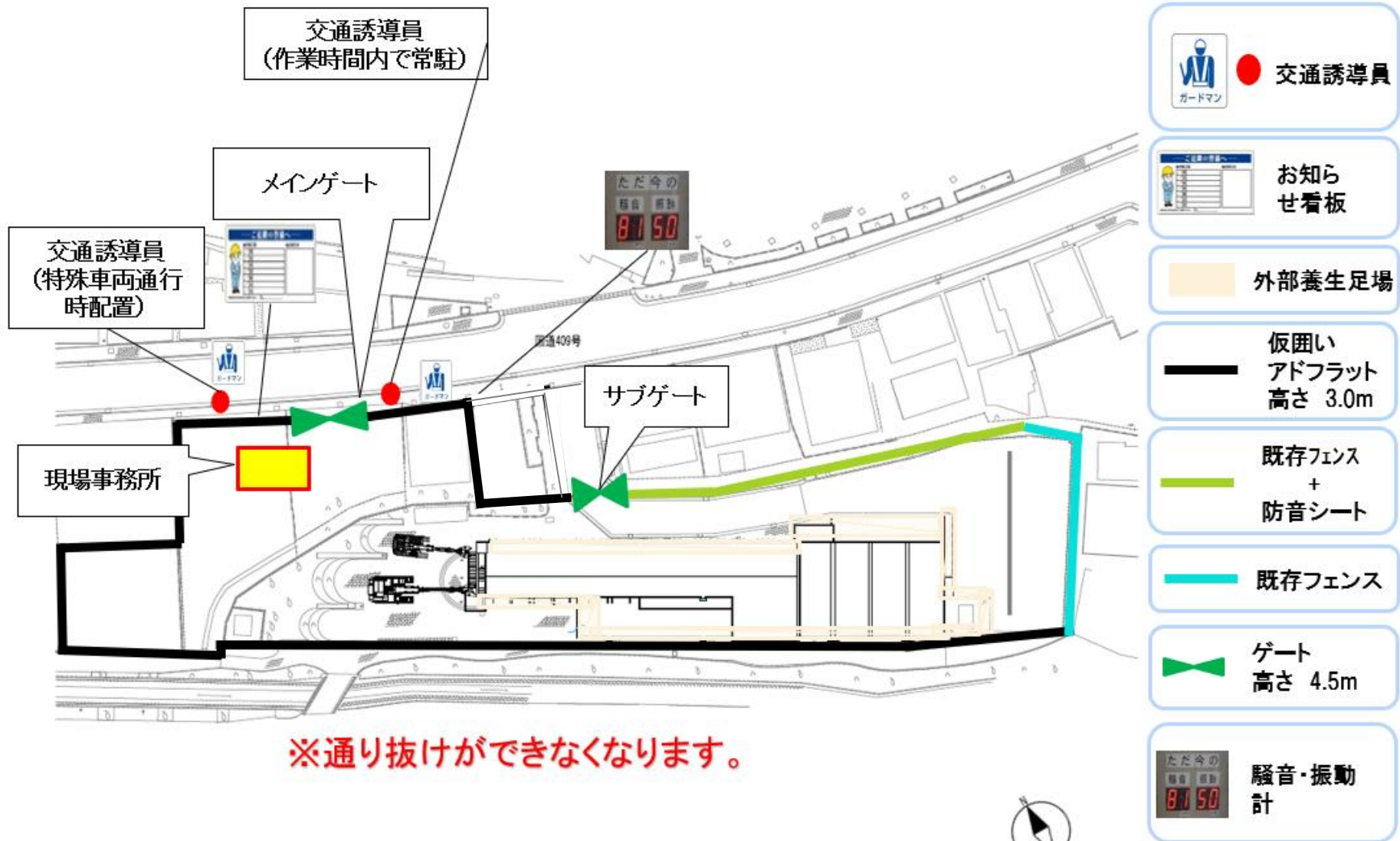
7. 工事責任者について

- (1) 工事現場には、現場代理人（工事責任者）が常駐します。
- (2) 工事に関するお問い合わせは、現場代理人の関谷昭彦（携帯：080-2156-7741）までご連絡ください。また、現場事務所の連絡先については、「お知らせ看板」に掲示いたします。
- (3) 夜間、休日などの緊急時の連絡先は「お知らせ看板」に掲示いたします。

工事車両経路図



総合仮設計画図



- 外部足場および防音パネルにより、騒音の低減と粉塵の飛散防止を図ります。



防音パネルイメージ



アスベストに関する資料

アスベストを含む建材を解体したり改修作業をする時のアスベスト（石綿）粉じんの飛散のしやすさ（発じん性）で、下表の3つのレベル（レベル1 > レベル2 > レベル3（高→低））に分類されています。

今回の工事範囲には、レベル2、レベル3のアスベスト含有建材があります。

作業方法は川崎市へ届け出を提出後、除去作業を行います。それぞれの建材に合わせた、飛散しない適切な工法で除去するため、アスベストが外部に飛散する心配はありません。

飛散性	高 → 低		
レベル区分	レベル1	レベル2	レベル3
名称	【吹付け材等】	【保温材・断熱材】 ・3F機械室/配管保温材 ・屋上階煙突/断熱材 等	【成形板】 【塗装材】等 ・1F旧食品庫/ルーフボード ・1F,2F,3F壁等/吹付タイル ・3F機械室/配管パッキン・ダケ外パッキン等

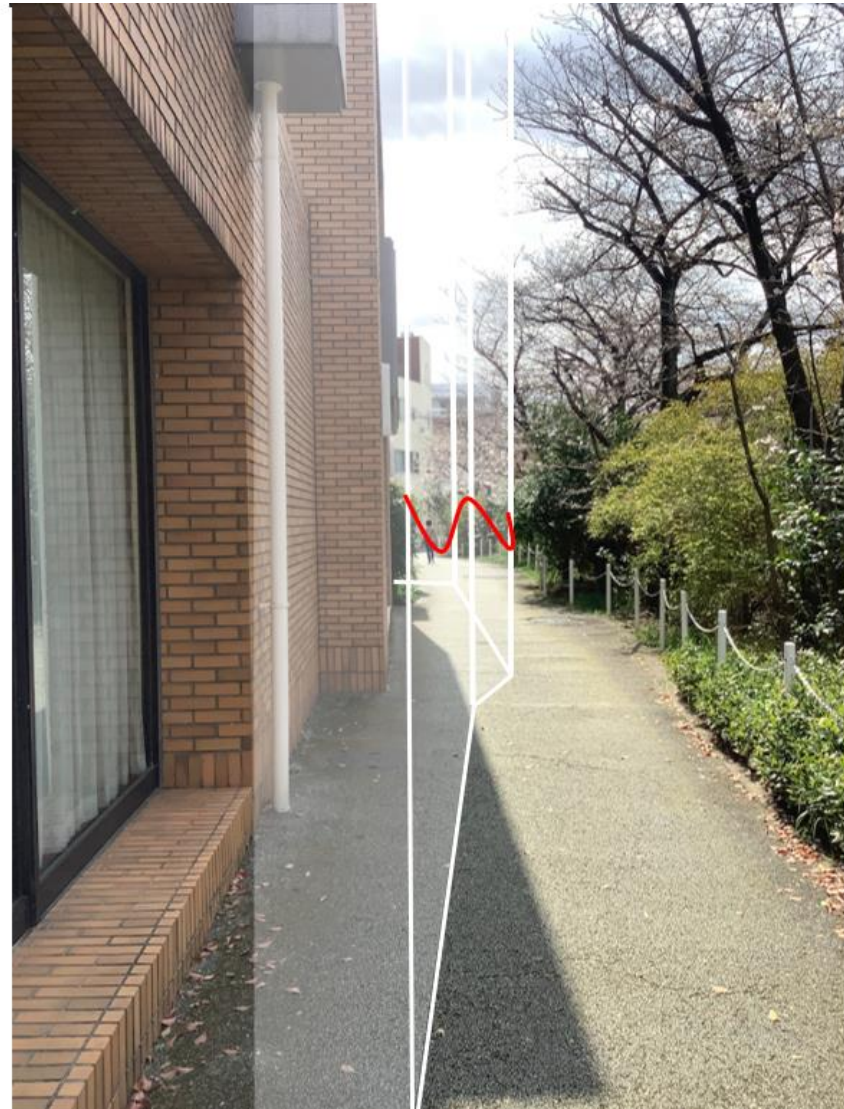
遊歩道側養生足場設置、植栽伐採について

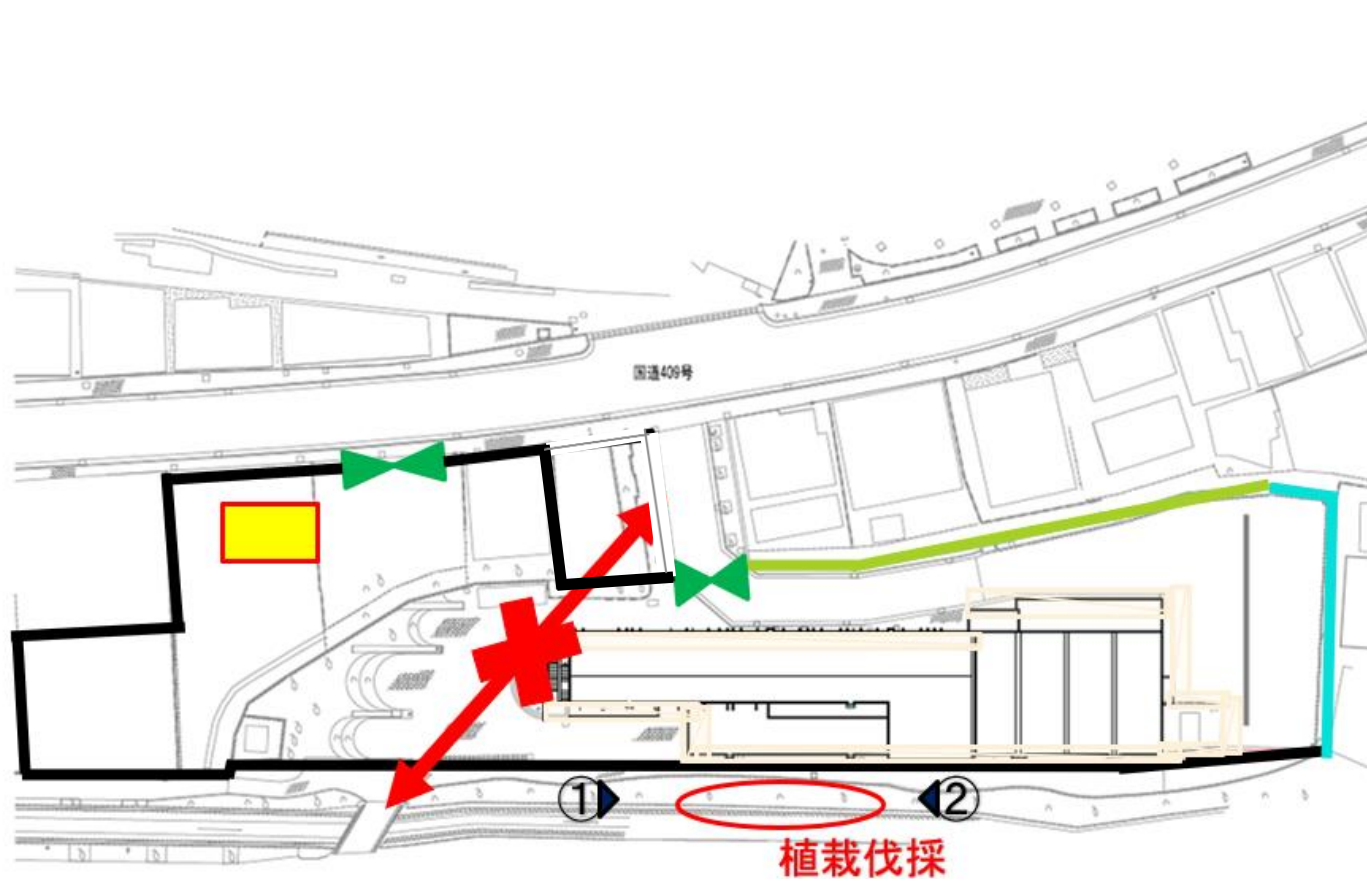
本工事では、建屋解体に伴う安全確保の為、養生足場を設置、一部植栽の伐採を行います。

遊歩道側は敷地面積の都合上、川崎市と協議し、許可申請承認後、足場をせり出す形で設置を計画しています。また、緑道の道幅を確保するために一部植栽の伐採を行います。

ご迷惑おかけしますが、ご理解ご協力の程よろしくお願い致します。

※遊歩道は解体工事中も引き続きご利用頂けます。





令和3年5月6日～11月末 通り抜けができなくなります。

※本工事に伴い、安全対策上、二ヶ領用水緑道の道幅を確保するため
緑道の植栽を一部伐採致します。